法　規　的　告　示

○個人情報保護委員会告示第七号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十四日

個人情報保護委員会委員長代理委員　大島　周平

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年６月１日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年４月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～７　［略］	１～７　［同左］
８　行政機関等匿名加工情報の提供等	８　行政機関等匿名加工情報の提供等
［略］	［同左］
８－１　［略］	８－１　［同左］
８－２　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	８－２　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集
［略］	［同左］
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　提案の募集及び提案	⑵　提案の募集及び提案
行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。	行政機関の長等は、規則で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行わなければならない（法第111条）。
提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第２項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第３項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。	提案募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、規則の定めるところにより、法第112条第２項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第３項及び規則で定める書類を添付したもの）を行政機関の長等に提出し、当該事業に関する提案をすることができる（同条）。
また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第１項）。この場合においては、法第112条第２項及び第３項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第２項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。	また、個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる（法第118条第１項）。この場合においては、法第112条第２項及び第３項並びに第113条から第115条までの規定について、法第118条第２項に規定する読替えを行った上で準用される（同項）。
なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第１項の提案をすることができない（法第113条）。	なお、次のいずれかに該当する者は、法第112条第１項の提案をすることができない（法第113条）。
①～③　［略］	①～③　［同左］